

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します



農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日で満了となることから、新たな委員を募集します。

農業委員会では、主な事務である農地などの利用の最適化を推進するため「農業委員会等に関する法律」に定められた事務を行っています。

農業委員は市長が議会の同意を得て任命します。また、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が担当区域を定めて委嘱します。

農業委員と農地利用最適化推進委員は密接に連携し、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。



「農業委員会等に関する法律」に定められている農業委員会の事務

必須の事務

- ①農地法などに基づく事務
 - ・農地の権利移動の許可
 - ・農地転用の許可申請への意見
- ②農地などの利用の最適化の推進
 - ・担い手への農地利用の集積・集約化
 - ・遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進

任意の事務

- ①法人化など農業経営の合理化に関すること
- ②農業一般に関する調査および情報提供に関すること

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人	14人
応募資格	20歳以上で、農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	20歳以上で、農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
募集要項・応募様式の配布	1月10日(火)から配布します。 配布場所▶農林畜産課、農業委員会事務局、西コミュニティセンター ※市ホームページからもダウンロードできます。	
応募方法	所定の応募様式に必要事項を記入・押印し、持参または郵送により応募してください。 自薦、他薦のどちらでも応募できます。 他薦は、20歳以上の個人3人以上の推薦、あるいは、法人または団体の推薦が必要です。	
応募期間	1月17日(火)～2月17日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、休日を除く) ※郵送の場合は2月17日(金)必着	
身分	十和田市の特別職の非常勤職員(秘密保持義務があります。)	
主な仕事	農地の貸借・売買、農地転用許可などについて、総会に出席して審議、判断を行います。	担当区域での農地利用の最適化のための実践活動として、地域の農業者の話し合いの推進、農地パトロールや新規参入の支援活動などを行います。
任期	令和5年7月20日～令和8年7月19日	農業委員会が委嘱した日～令和8年7月19日
報酬	月額39,000円	月額30,000円
お問い合わせ申込先	農林畜産課 ☎51-6736 (本館2階)	農業委員会事務局 ☎51-6740 (別館4階)

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。詳しくは募集要項をご覧ください。